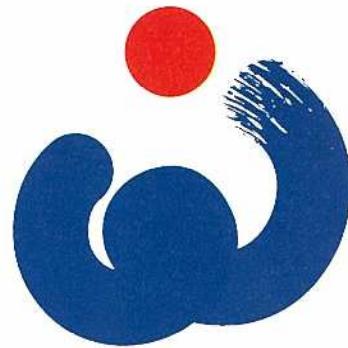




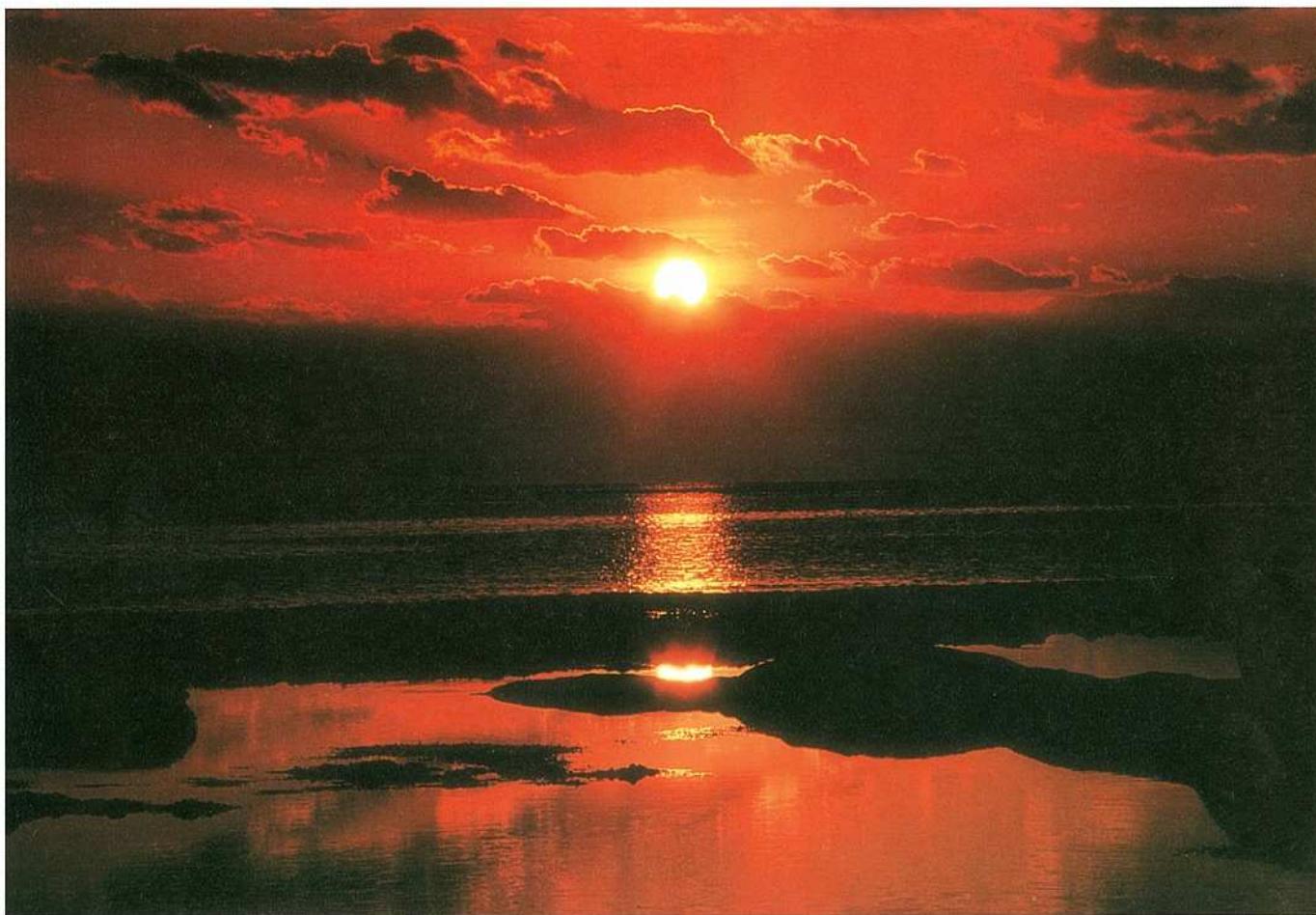
広報



日本最南端の自然文化都市



ISHIGAKI CITY
(石垣市シンボルマーク)



未来へきらめくまちづくり

新年を迎え、市民の皆様に心からお慶びを申し上げます。

本年は、本市が市制を施行して50周年の歴史的な節目の年にあたり、新しい時代に向けて「自主・創意・参画」の市民精神を基調に、世界に開かれた国際都市、日本最南端の自然文化都市を創造し、夢と希望にあふれた健康なまちづくりをめざしてまいりたいと思います。

きらめくまちづくりへ向けて、すべての市民が心を一つにして共々に手を携え、力強く前進しましょう。

石垣市の情報をインターネットで発信しています
<http://www.inforyukyu.or.jp/~nanpu14/>

1997年
No. 305 1月号

(平成9年1月10日発行)

人口と世帯数

総人口 43,415(+72)

男 21,872(+33)

女 21,543(+39)

世帯数 15,484(+31)

(平成8年11月末日現在)

きらめきの浪漫海道ーいしがきー

歴史的な市制五十周年の輝かしい希望に満ちた初春の幕明けにあたり、市民の皆様に心からお慶びを申し上げます。



シンボルマークと標語の部入賞者へ
表彰を行いました



シンボルマーク 標語の入賞者を表彰

昭和二十二年の市制施行から五十周年の節目の年を迎えた石垣市では、一月六日午前十時から「仕事始めの式」を行いました。市役所玄関前で行い、大演市民は職員へ年頭のあいさつを行いました。

石垣市は、市制施行五十周年を記念して、新しい時代にふさわしい石垣市役所のイメージアップを推進するため、シンボルマークと標語を公募しました。審査委員会での討議の結果、シンボルマークの部には神山寛さん、標語の部には沖中敏彦さんの作品が最優秀に選定され、仕事始めの式においてそれぞれの部門の入賞者へ表彰を行いました。

不退転の決意で 市政の課題を解決

同日、午後三時より市内ホテルにおいて、恒例の「新年祝賀名刺交換会」が開催されました。はじめに、石垣市の五十年のあゆみをつづったビデオが上映され、引き続き石垣市の新しいシンボルマーク

と標語が披露されました。出席した多数の市民を前に、大演市長は新年の決意を次のように述べました。

「本年は、市制五十周年を意義あらしめるべく幾多の記念事業を行ってまいります。新しい局面を迎えた新石垣空港建設の早期着工をはじめとする石垣市政に山積する課題を含め、私は不退転の決意で望むことを明らかにしたい。また、まちづくりへ寄せる市民の意識は、物の豊かさから心の豊かさ、ハードからソフトへ」と変化しております。安心して生活できる質の高いまちづくりが望まれております。

本年は、「サッカーパーク・あかんま」の供用開始、福岡直行便就航、真喜良小学校の開校、トライアスロン大会の継続開催、ごみ焼却施設が竣工の運びとなりました。

新しい時代と新たな五十年を展望し、きらめくまち石垣づくりへ本年も全力投球で臨んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご支援ご協力をお願いたい

市制施行50周年



石垣市長

大濱 長 照

平和創造の

新時代を展望

年頭のあいさつ

市民の皆様、明けましておめでとうございます。すがすがしい平成九年の新春を迎えられ、心からお喜びを申し上げ、併せて市民の一人ひとりが幸多い最良の一年となりますよう、心から祈念申し上げます。

旧年中は、皆様のあたたかいご理解、ご支援のもとに大過なく市政を推進させていただきました。これもひとえに皆様方のふるさとに寄せる情熱のあらわれであり、ここに改めて深甚なる感謝の意を表し、衷心より御礼申し上げます。

昨年は、市民待望の総合体育館の供用開始、トライアスロンワールドカップ石垣島大会の開催、携帯自動車電話の開通、本市出身の紅型技能保持者玉那覇有公氏人間国宝認定など明るい話題を提供することができました。

さらに、市政の最重要課題としての新石垣空港問題も国の第七次空港整備計画に盛り込まれ、早期着工に向け決意を新たにするものであります。

私たち市民一人ひとりが今一度決意を新たにして立ち向かうのであれば、必ずや石垣市の将来は大きく開けるものと確信するものであります。

本年は、市民一人ひとりが新しい石垣市の創世記に立ち、歴史的な「市制施行五十周年」の年を迎えることになりました。先人たちの歩いてきた道のりに思いを馳せ、石垣市の生い立ちを振り返るとともに、平和を創造する新しい時代を展

望し、さらに力強い確実な歩みを続けてまいりたいと考えております。

また、サッカーパーク「あかんま」、ごみ焼却施設の竣工や真喜良小学校の開校、さらに、トライアスロンワールドカップ石垣島大会の継続開催、福岡直行使が就航の運びとなりました。

近年、全国的に高まりをみせている地方分権論議が一層深まることが予測され、本市においても地理的・自然的・文化的特性を活かし、強靭な意思と創意工夫に満ちた行政運営、地方自治の確立が望まれております。

私の目標とするところは、世界に開かれた国際都市・日本最南端の自然文化都市を創造し、夢と活力にあふれた健康なまちづくりであります。

地域社会の活力を生み出し“いしがき”新时代の礎を築くため、新たな情熱を持つ市政運営にあたる決意です。

このふるさとに運命を託する我々が、平和と繁栄を希求する多くの人々と手を携え、来るべき二十一世紀に向けて希望の灯を高々と掲げ、力強く前進してまいりたいと存じます。

年頭にあたり、市民皆様のますますのご繁栄とご多幸をお祈りし、併せて本市の限りない発展を祈念申し上げてござつといたします。

年頭のあいさつ

石垣市議会議長

石垣宗正



次沖縄振興開発計画の後期となり先送りされているいくつかの重要な課題を残り少ないと計画期間内でいかに取り組むかが問われるものであり、二十一世紀を目前にして新たな行政需要が見込まれる中での課題解決に市民の英知ある対応が望まれます。

又、本年は市制施行五十周年の記念すべき年として市政の來し方に思いを深くするとともに、この後の百年の行く末について市政の展望を見極める重要な年でもあります。

ここに市議会としても市民福祉の向上と市政の躍進を願い、豊かで平和なまちづくりをめざして議員一人ひとりが一層努力して参る所存であります。

新年あけましておめでとうございます。輝かしい平成九年の年頭にあたり、市議会を代表して謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

輝かしい平成九年の年頭にあたり、市民各位のご支援ご協力により、議会の円滑な運営はもとより、四万三千市民の声が正しく反映される市政の進展めざして誠心誠意努力して参りました。

平成九年 元旦

岡崎市で行なわれる桜まつりと家康行列(四月上旬)

親善都市 岡崎市長 年頭のあいさつ

岡崎市長



中根鎮夫

石垣市民の皆様、新年あけましておめでとうございます。

輝かしい平成九年の新春を迎えるにあたり、岡崎市民を代表して心からお慶びを申し上げます。

昭和四十四年の親善都市提携以来、早二十八年の歳月を数えようとしておりますが、この間、産業、文化、教育等各方面にわたり相互交流の輪が広がってきておりますことは、石垣市民の皆様のご理解、ご友情のたまものと厚くお礼申し上げます。

二十一世紀を間近に控えた今、時代は転換期を迎え、長寿化、国際化社会の到来、科学技術の急速な進歩による高度情報化など、地域社会、市民生活のありかたも大きく変化をもたらすことがあります。こうした中、石垣市では、

日本最南端という地理的条件を生かし、アジアに開かれた都市としての国際交流を積極的に進められ、また、伝統文化を継承しつつ、未来に向かって新しいまちづくりを市民参加により推し進められ、八重山圏域の中心都市として、めざましい発展を遂げておられますことは、ご同慶に耐えません。

また、今年は石垣市制施行五十周年を迎えるといふことで、市民の皆様にとりましては、数々の困難を乗り越えてきた過去の思いを心に、真の平和を創造する決意を新たなものとされる節日の年ではないかと思われます。

さらに、二十一世紀に向けて、物から心のまちづくりを推進される石垣市にとって、「世とぴあいしがき」を実現するための幕開けとも言うべき、特別な年になることと確信しております。

結びとなりましたが、石垣市のさらなるご発展と市民の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

平成九年 元旦



姉妹都市

蘇澳鎮長 年頭のあいさつ



蘇澳鎮長

林 棋 山

心より厚くお礼を申し上げます。

親愛なる姉妹都市石垣市の皆様、輝かしい新年を迎えられ、年序入替の節目に蘇澳鎮各界を代表して謹んで新年の御祝詞と併せて市民の皆様の御多幸と御健康をお祈り申し上げます。

年始を迎え、万物万事が活気づく新春に、一年を顧みる

時、石垣市と蘇澳鎮の交流の輪は、確実に進展が見えてまいりました。

石垣市の皆様が長年にわたって我が蘇澳鎮の漁船に対して物心両面から多大なご支援と協力を頂いたことに対して衷心

台湾の諺に「遠く離れても、良き隣人の如く」の言葉を引用し、共通の目標であります地球村建設に邁進をせる輝かしい年に、石垣市と蘇澳鎮の魚業協力の歴史を踏まえて、また、併せて農作物の開拓や交流を促進発展させ、両地、市民の福祉向上に尽力邁進するよう希望します。

結びに当たり、石垣市のまますますの市政発展をお祈り申し上げます。

平成九年 元旦

友好都市

稚内市長 年頭のあいさつ



稚内市長

敦賀一夫

石垣市民の皆様、新年あけましておめでとうございます。希望にあふれる南国の初春をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

昨年は、友好交流十年の節目ということで、三月の海開きに多くの稚内市民が御地を訪問し、皆様の温かいご歓迎を受け、心と心の通じ合った交流をさせていただき、厚く御礼を申し上げます。

また、かねてから交流事業の一環として話しを進めてまいりました、経済交流につき

ましても、両市並びに経済界関係者の努力のもとで、昨年からスタートいたしました。本市の夏のイベントである「みなど南極まつり」、さらには秋の「宗谷路グルメまつり」では、一味も二味も違う

結びに、御地の一層のご発展と併せて皆様方の今年

バイナップルや伝統あるミニサーア織りなど南国の名産品が大変な好評を博しましたし、御地の「石垣島まつり」におきましても、たくさんの市民の方々が最北の產品をお買い求め下さったとの報告を受け、関係者一同大変喜んでいます。

加えて、「宗谷路グルメまつり」の際には、大濱市長並びに石垣議長をはじめ、多くの石垣市民の方々においてを頑きました。

北国の秋の時期、皆様にとつては少々肌寒かったかと存じますが、日本のてっなんの気候、風土そしてまた市民のあなたかい心をご理解いただけたものと思います。

私ども稚内市民は、友好都市提携十周年を一つのステップといたしましてさらなる交流の促進を心から願っております。

結びに、御地の一層のご発展と併せて皆様方の今年

一年のご健康、ご多幸を心からお祈り申し上げ、年頭にあたってのご挨拶とさせていただきます。

平成九年 元旦

あなたも一日市長になつてみませんか 「一日市長制」まちづくり提言原稿募集

石垣市では、市民に開かれた市政の一環として「市民の広範な意見やアイディアを尊重し、行政の反映に結びつけていく」ことを目的に「一日市長制」まちづくり提言推進事業を実施いたします。

石垣市の将来像について市民の皆様のご提言をお待ちしております。

自分が市長になったなら「このようなまちづくりをしてみたい」など、ふるってご応募下さい。

《募集の範囲》

市内に住所を有する「中学生」「高校生」「一般」の市民。三部門（中学生・高校生・一般）に分けて審査を行います。

《応募方法》

原稿用紙（400字詰）4～5枚程度に内容をまとめ、応募用紙を添付して下さい。

締切り：2月20日（木）

《問い合わせ及び原稿の送付先》

〒907 石垣市美崎町14番地

石垣市役所総務部企画室

「一日市長制」係 ☎ 2-1243

人間国宝認定記念「玉那霸有公紅型展」

玉那霸有公氏（石垣市出身）が人間国宝に認定

沖縄の伝統文化を伝える染物・紅型（ひんがた）の玉那霸有公氏（石垣市出身・紅型技能保持者）が人間国宝（国の重要無形文化財紅型の保持者）に認定されました。沖縄県内からは二人目の認定となり、私たち石垣市民に大きな誇りと自信を与えました。

わが国最高の伝統的な技術を後世に保存伝承することは誠に意義深いものがあります。今回の認定を、市民ともどもに喜び、氏の卓越した技の集成を広く市民に鑑賞していただくため「人間国宝認定記念・玉那霸有公紅型展」を下記のとおり開催します。多数の市民の皆様のご参観をお願いします。

期間：平成9年1月23日（木）～26日（日）

場所：石垣市民会館（中ホール）

新石垣空港の早期建設は、八重山圏域の二十一世紀展望するとき、最も大切な基礎条件であり、すべての八重山郡民が早期着工を求めています。十二月十三日の閣議において第七次空港整備五箇年計画が決定されました。

この計画は今年度を初年度とする向こう五年間の全国の空港の具体的整備のあり方を示すものであり、新石垣空港建設計画は第六次空港整備計画に引き続き予定事業として組み込まれることとなり、本市の最大の懸案である新石垣空港建設に向け、当面するハードルを越えることができました。

この調査は第七次空港整備五か年計画の策定に向けて現地調査に着手いたしました。

沖縄県においては、八月中旬から宮良牧中の現地調査に着手いたしました。

この調査は第七次空港整備五か年計画の策定に向けて現地調査に着手いたしました。

新石垣空港計画の組み入れを可能とするため実施されたものであり、空港立地上の適否を含めて科学的な解析を行うことにより、これまで提起のあった様々な問題に対しても正確な判断を可能とするものであります。

石垣市では、沖縄県に対し、課題とされるすべての調査を速やかに完了させることを強く求めたため、これまで、商工会、観光協会、建産連、青

年会議所、連合八重山などをはじめとする多くの団体、多くの市民・郡民の皆様の再三にわたる要請などの強力な支援活動を開催してまいりました。また、沖縄県が行つた宮良牧中の現地調査の実施が計画組み入れに弾みをつけたものであり、これまでの市民皆様のご理解とご協力を改めて感謝いたします。

昭和五十五年を初年度とする第四次空港整備計画に継続して組み入れられており今度こそ、垣空港建設は第五次及び第六次空港整備計画に継続して組み入れられており今度こそ、是非とも実現させたいと強く念願し、決意を新たにするものであります。

実際の建設着手に至るまでには乗り越えなければならぬい幾多の課題がありますが、これ以上の遅れはもはや許されません。一日も早い実現に向けて最大の力となるのは、何より市民・郡民の皆様の声であり、世論のバックアップであります。

今後とも八重山圏域の振興発展のため、ご理解、ご支援をいただきますようお願いします。

新石垣空港建設計画



市内各所に設置された広告板

成人式をむかえる若者へ

考えてみませんか

大人としての義務・責任・思いやり



1月15日は、石垣市において多くの若者が晴れて大人の仲間入りをしました。

「成人式」は子どもが大人の仲間入りをして、社会的に一人前と認められるための重要な通過儀礼で、「成人の日」が国民の祝日に制定されたのは昭和23年7月です。

成人の意義は、法律上の諸権利を取得するとともに社会に対して相応の義務を負うことであり、常に責任と自覚ある行動が求められます。常に研鑽の努力を怠らず人間としての尊厳や価値観を持ち、ふるさと石垣市を誇りとして目標の実現のために力づよく羽ばたいていくことを期待します。

成人を祝う風習

わが国では、成人を祝う風習は古くからあります。時代や地方によって違いはありますが、男子は15歳ごろ、女子は13歳ごろに労働や結婚の能力を備えた大人とみなされる成年式が行われました。

公家の社会で成年の男子が髪形や服装を改め、頭に冠を加えた儀式は「元服」。公家では、冠の代わりに烏帽子を着けました。

「人が生まれて10年たてば幼といい、学問を始める。20年過ぎれば弱といい、冠を付ける」。「弱冠」は男子20歳の異称で、転じて年の若さをいう言葉にもなりました。

国民年金は20歳からスタート

公的年金は、現役世代が納める保険料を高齢世代へ「年金」として支給する「世代間扶養」の仕組みになっており、生涯にわたる生活保障として市民生活を支えています。

このため、20歳以上の方は、国民年金への加入が義務づけられており、学生の皆さんも例外ではありません。

年金は、老後に支給される「老齢年金」のほか、思わぬ事故や病気で障害が残ったとき支給される「障害年金」、また一家の大黒柱が不幸にして死亡した場合には「遺族年金」が支給されます。

国民年金への加入は20歳になった今がスタート。成人を迎えた皆さん、国民年金への加入をお忘れなく。

責任ある大人としての「選挙権」

20歳になると「選挙権」を行使することができます。この選挙権は、私たちが選挙に参加できる権利のことであり、政治に参加する機会が与えられ、社会の一員としての責任がもたらされたことでもあります。

しかし、このところ選挙のたびに報じられているのは、投票率の低さです。しかも、棄権する人の多くは、20代の若者なのです。

これから政治の行方、わたしたちの生活の行方は、あなたの1票が決めるものです。

選挙のときは一人の大人として、責任ある一票を投じるようしてください。

20歳と献血

20歳になると「自分は社会のために何ができるか」といった社会の一員としてのビジョンをもつことも大切です。

「社会のために」といってもその手段はさまざまです。ボランティアなどで汗を流すことも立派な社会貢献ですし、献血だってその一つの手段です。献血は、ただ単に血液を提供するということだけではなく、あなたの血液が、輸血を必要としている患者さんの命を救うのです。思いやりの心を、献血という形でぜひ社会に役立てて下さい。

健康都市をめざし、公共下水道事業の整備進む

着々と進む下水道工事



石垣市では市民の健康で快適な生活環境を保持するため、平成7年度に簡易生命保険（郵便局）の資金融資を受け、新川、新栄町、浜崎町地区の管渠敷設工事を実施いたしました。平成8年度は、浜崎町の一部並びに美崎町地区の整備をすすめ、平成10年度に一部を共用開始する予定であります。

今年11月に全国スポレク祭

スポ・レクおきなわ'97 石垣島クロスカントリー大会 リハーサル大会写真特集

勢よくスタートする選手たち



「ゴールはもうすぐだ」ガンバレ



タスキのリレーは友情の絆



応援団の声援を受けて走る女子選手



花と緑に囲まれたコースで一生懸命走りました。



第10回全国スポーツ・レクリエーション祭
スポレクおきなわ'97
開催期間：平成9年11月15日(土)～18日(火)

今年十一月に、沖縄県において第十回全国スポーツ・レクリエーション祭が実施されることとなり、石垣市においては「クロスカントリー」大会が開催されます。同大会の成功へ向けて十二月十五日によりハーサル大会がバンナ公園（Cゾーン）で行われました。

参加した九百名余りのランナーは、クロスカントリー特有のアップダウンの多いコースに挑戦し、肌寒くなった深緑の中を駆け抜けました。コース沿いでは家族や級友が盛んに声援を送りました。また、保育園児や婦人団体が繰り広げるアトラクションが展開されま

スポ・レクとは

近年、健康や生き甲斐に対する関心が高まり、心の豊かさや安らぎのある生活が大切にされるようになりました。

このような流れの中で、より良いスポーツライフの創造とスポーツ・レクリエーション活動の振興を目的に開催されている同大会は健康で豊かな市民生活の実現とふれあいのある住みよい郷土づくりに大きく貢献するものと考えられております。

スポーツ・レクリエーション（スポ・レク）が、幅広い市民に広がり、いつでも手軽に、気の合う仲間同士や家族連れで和気あいあいとした雰囲気の中で行われ、国民生活の「ゆとり」を育んでいくことでしょう。

第十回全国スポーツ・レクリエーション祭（「スポレクおきなわ'97」）は、全国から参加者が集い、きらめく太陽の下で交流と友情の輪が広がることが期待されています。市民一人ひとりの生涯スポーツ活動の充実を図り、市民が等しくスポーツに親しめる環境づくりを推進し、大会の成功へご理解とご協力をお願いします。

平成8年分の所得税の確定申告 所得税の還付申告は1月から受付開始

確定申告をするサラリーマンの多くは所得税の還付を受けようとする方ですが、その申告書の提出は1月からできます。

確定申告期間（二月十六日（三月十七日）は、税務署の窓口が大変混雑しますので、所得税の還付を受ける方は、源泉徴収票をもらつたら早めに申告してください。

サラリーマンの所得税は、

毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、年末調整で清算されます。この年末徴収によって、大部分のサラリーマンは、その年の納税が完了しますので、改めて確定申告をする必要はありません。

しかし、サラリーマンでも確定申告をしなければならない場合や確定申告の必要ない人でも申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

確定申告をしない場合は、源泉徴収票をもらつたら早めに申告してください。



知つておきたいクリーニング・オフ 消費生活センターから

突然訪問してきた販売員に、言葉巧みに商品を勧められて、つい欲しくなって買ってしまつたけれど、後でよく考えてみたらあまり必要のないものだった。

こんな経験をお持ちではないでしょうか。

訪問販売の場合は、他の商品と比較したりする時間もなく販売員からの一方的な情報のみで巧妙な勧誘に引き込まれたり、即断を迫られて契約するなど、後で考えると納得のいかないことに気付くことがあります。

そのようなとき消費者にと

つては最大の味方、クリーニング・オフ制度（頭を冷やしてよく考える期間）があることをご存じですか。

クリーニング・オフとは、そ

の商品が訪問販売法で指定されたものであり、契約の申し込みをした日を含めて八日間以内であれば、無条件で申し込みの取り消しや契約の解除を行うことができるという制度で、訪問販売等で商品を購入した時に交付される契約書面にも赤字で詳しく記載されています。

クリーニング・オフの手続き方法

- (1) 契約書を受け取った日を含めて八日間以内に契約解除する旨を書面で業者に通知します。

期間内に出したという証拠を残すために、簡易書留ハガキや内容証明郵便等で出すと確実です。特に内容証明郵便は販売方法に問題

があつた場合や、既に代金の支払いをしている等、慎重を要する時に適しています。

(2) クリーニング・オフ期間内

であれば、通常は簡易書留ハガキで出します。記載する内容は、どの契約が解除されたかが分かるように次の六項目について書く必要があります。

- (1) 契約をした日 (2) 品名やサービス名 (3) 金額 (4) 契約を解除する旨の文書

(5) 差出人（消費者）と宛名人（業者名） (6) 通知する年月日

相手方に届くのが八日を過ぎても、ハガキを郵送した消印が八日間以内であれば有効です。

すでに代金を支払っていた場合は返金され、商品を受け取っていても販売会社負担で引き取ってもらえます。

クリーニング・オフができる契約かどうか分からぬときはやクリーニング・オフ期間が過ぎてしまった場合などにおいてもお気軽にご相談下さい。

沖縄県消費生活センター

八重山分室 電話二二二二八九

確定申告をしなけ

ればならない場合

- ① 給与の年収が二千万円を

1月15日～21日は「防災とボランティア週間」

1月17日は「防災とボランティアの日」

「自主防災活動」と 「ボランティア」の役割を考える

平成七年一月十七日早朝に発生した「阪神・淡路大震災」は、六千三百人を越える犠牲者と甚大な被害をもたらしました。

地震発生直後から、住民の自主的な防災活動が被災地で行われ、被害の軽減に大きく貢献しました。また、全国から駆けつけたボランティアが救援物資の運搬や炊き出しの手伝いなどの活動にあたり、多くの被災者を励ました。その数は、震災から一年間で延べ百三十八万人と推計されました。

ています。

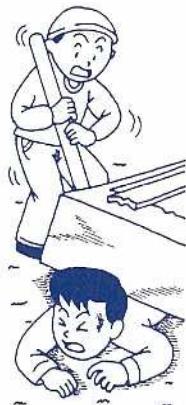
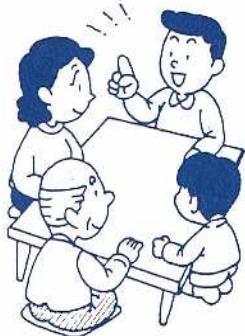
災害時に欠かせない自主防災活動とボランティアについて、その役割の大切さを改めて考えてみたいと思います。

「自分たちのまちは自分たちで守る」

地震による火災が多発し、家屋やビルの倒壊によって道路が寸断されると、消防署に消化や救助活動のすべてを期待することは無理です。

いざというときは、これらの活動の多くを、地域住民の手で行わなければなりません。「自分たちのまちは自分たちで守る」のが自主防災活動の基本的な考え方です。

そのような活動を行う自主防災組織では、自治会や町内会、学校などの生活範囲を単



位として集まり、万が一の場合に備えて日頃から訓練や研修などを行っています。

阪神・淡路大震災では、元の自主防災組織が中心となり、多数の住民とともに、バケツリレーによる消化活動や、けが人の搬送などの救助活動に当りました。

ボランティアを初めて体験する人たちでした。

被災地の復興が進む現在、仮説住宅に暮らす人たちへの支援を中心に、高齢者や障害者、子どもの世話などのボランティア活動が行われています。

さまざまな自主防災活動

《生活維持活動》

百六十人分の救援物資を一日三回各家庭に配付。（神戸市須磨区）

《他地域への支援活動》

自治会の活動だけでは地域内に限定されるため、ラジオでボランティア活動を呼びかけ、バイク隊を編成して物資を運搬。（神戸市）



兵庫県のまとめによると、そのうちのおよそ七割がボラ

「インフルエンザ」にご注意を

- ①人ごみをさける
- ②外出から帰つたらうがいと手洗いを励行する（睡眠・栄養を十分にとり体に抵抗力をつける）
- ③温かい飲物を十分にとる
- ④抵抗力の弱い子供やお年寄りは特に注意しましよう
- ⑤医師の適切な診療と指導を受けて下さい

予防と注意

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| <p>①三九～四〇度の高熱が三～四日続く</p> | <p>②のどが赤くはれ、頭痛・腰痛・関節・筋肉痛</p> |
| <p>③全身のだるさ等があります</p> | |

今回流行している インフルエンザの特徴

昨年十二月から市内でインフルエンザが流行しております。特に今年に入つての寒え込みで患者が増えておりますので市民の皆様は健康管理に充分に注意して下さい。

破産手続きについて

—那覇地方裁判所—

金銭の支払いなどの債務を負った人や会社が債権者に対して返済できなくなり、経済活動を続けていくことが極めて困難な状態になることを一般的に「倒産」と呼んでいます。

このような状態に陥ったときに、債務者の財産関係を清算して、債権者に対し公平に弁済することを目的とし、その一方で債務者の救済や更生を目指す裁判上の手続として破産という制度があります。

破産事件については、全国の地方裁判所でその事務を担当していますが、その件数は年々増加し、平成7年度には4万6千件もの申立てがありました。

バブル経済の崩壊以降、個人のいわゆるカード破産が急増したことに加え、不景気を原因とする不況型と呼ばれる倒産が増加していることがその原因であるといわれています。

破産手続は、原則として、債権者や債務者本人の申立てによって始まります。裁判所が破産宣告をするかどうかを審理し、債務者の全財産を充ててもすべての債務を支払える見込みがないと認められる場合などには、破産を宣告します。

破産宣告がされた場合、債務者には、原則として、宣告時におけるすべての財産を破産手続のために提供してもらう必要があります。裁判所は、通常は、破産宣告を行うと同時に破産管財人を選任します。破産管財人は、破産者の財産関係を調査し、生活必需品など特定のものを除き、破産者の財産（破産財団）を管理し、これを金銭に換えて、債権者に公平に分配します。ただし、破産財団となる財産が極めて少ないため、これを金銭に換えても破産手続の費用にも足りないことが明らかな場合などには、破産管財人を選任せず、破産宣告と同時に手続を終了させる決定をすることがあります。これを破産の「同時廃止」と呼びます。

破産宣告を受けた場合、破産者は、選挙権や被選挙権を失うことはありませんが、法令の定めにより、一定の法律上の資格制限等を受けます。

例えば、弁護士、公認会計士、株式会社の取締役や監査役などになることができず、裁判所の許可なしに居住地を離れることもできなくなります。他方、破産管財人等に対して破産に関し必要な説明をする義務を負います。さらに、破産者は、こうした法律上の制限のほか破産宣告を受けたことで経済的に信用を失うことになり、そのため、例えば一定の期間銀行などから借入れやクレジットカードの使用が事实上できなくなるなど、取引や日常生活の面でもいろいろと不都合が生ずることがあるようです。

ところで、破産手続により債権者に対し配当がされても、配当で支払い切れなかった残りの債務について、債務者は、当然に支払わなくてよくなるというわけではありません。そのため、破産手続の終了後、債権者が給料の差押えなどの強制執行の手続をとる場合もあるようです。そこで、債務者が法律上責任を免れるためには、別途裁判所に「免責」の申立てをして免責決定を受けることが必要になります。ただし、不誠実な事情が認められる場合には、裁判所の判断により免責されないこともあります。

このように、破産制度は、法律的な手続に従って債務者の財産を強制的に金銭に換えて破たん処理をすることから、過大な債務を清算するための最後の手段であるといえます。そこで、倒産状態になるより前の段階で、例えば簡易裁判所の民事調停の制度を利用するなど、立ち直る方法をまず模索してみることも重要です。また、法律上の倒産手続には、破産のほかに、債権者の協力を得て計画的に債務を弁済しながら再建を図る和議や会社整理といった手続もあり、それぞれの情況に応じた選択が可能となっています。

なお、破産の手続を簡単にまとめた小冊子を全国の地方裁判所等に備え付けています。手続についてより詳しいことを知りたい方はお気軽に御請求ください。

市民税・県民税(国保税)の申告について

日頃から市民税・県民税並びに国民健康保険税の納税にご協力いただき厚くお礼申し上げます。今年も市・県民税兼国民健康保険税の申告時期がまいりました。

申告は期限内に確実に行いましょう。

申告期間

平成9年2月17日（月）～3月17日（月）

※詳細は別表の申告日程表をご覧ください。指定日以外での受付は混雑し、お待たせする事がありますのでなるべく指定日に申告してください。

申告対象者

- ①昨年中に所得のあった方（非課税の方も含む）
 - ②純損失、難損失控除、医療費控除の適用を受けようとする方
 - ③給与所得のほかに所得のある方
 - ④勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方
 - ⑤昨年中に退職された方
 - ⑥石垣市国民健康保険に加入されている方
 - ※申告がないと国民健康保険税の軽減の対象とはならない場合があります。
 - ⑦昨年中に所得がなかった方でも、保育所、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の手続きをする人は、申告を必要とします。
- ※所得税の確定申告をした方及び給与以外に所得がない方で、勤務先から給与支払報告書がすでに市役所に提出されている方は、この申告をする必要はありません。

平成9年度申告書の送付対象者

申告書の送付対象者は平成9年1月1日現在石垣市に住んでいた方で次に該当する方です。

- ①平成7年中に所得のあった方

平成8年中も同様な所得があるものと想定しました。従って退職等により平成8年中に所得が無かった方、また婚姻等により他の者の被扶養義務者となった方にも送付される場合があります。

- ②国民健康保険に加入されている方

※なお、申告書は2月初旬頃郵送いたします。申告対象者で申告書が送付されない場合は、お手数ですが、市役所税務課で申告書を受け取り、申告して下さるようお願いいたします。

申告時に持参するもの

- ①申告書と印鑑
- ②昨年中（平成8年1月～12月）の収入・支出を証明するもの（源泉徴収票、給与支払明細書、決算書、収支証明書等）
- ③難損、医療費、社会保険料、生命保険料、損害保険料、寄附金控除を受ける方は支払証明書、領収書。
- ④障害者は障害手帳、勤労学生は学生証などの証明書
- ⑤生活保護法に基づく生活扶助を受けている方は被保護証明書

事業所のみなさんへ

給与支払報告書の提出期限は1月31日（水）です。報告書は税務課へ提出して下さい。

【問い合わせ】石垣市役所 総務部税務課市民税係

☎(09808)3-1133

市民税・県民税（国保税）の申告受付日程表

（申告受付期間：平成9年2月17日～3月17日）

月／日	曜	時 間	対 象 地 区	場 所	月／日	曜	時 間	対 象 地 区	場 所
2月17日	月	10:00～11:00	平 野	平野公民館	2月25日	火	9:30～12:00	平 得	平得公民館
		11:30～12:30	平久保	平久保集落センター			13:00～16:00	真 荣 里	真荣里公民館
		13:30～14:30	久 宇 良	久宇良公民館			9:30～12:00	大 浜	大浜公民館
		15:00～16:00	明 石	明石集落センター	2月27日	木	↑	登野城1・2区	↑ 市役所内特設窓口 ↓ 市役所第一・第二会議室
2月18日	火	10:00～11:00	伊 原 間	農協北部出張所			↑	登野城3・4区	
		11:30～12:30	伊 野 田	伊野田公民館			↑	大川5・6区	
		13:30～14:30	星 野	星野公民館			↑	石垣7区	
		15:00～16:00	大 里	大里公民館			↑	石垣8区	
2月19日	水	10:00～11:00	野 底	栄公民館			↑	新川9・10区	
		11:30～12:30	野 底	多良間公民館			↑	新川11・33区	
		13:30～14:30	開南・おもと	おもと公民館			↑	新米町	
		15:00～16:00	三和・川原	川原集落センター			↑	美崎町・浜崎町・八島町	
2月20日	木	10:00～11:00	米原・富野・大田・伊士名	米原公民館			↑	指定日に申告 ができないかっ た人・	
		11:30～12:30	吉原・大嵩	吉原公民館			↓	(予備日)	
		13:30～14:30	崎 枝	崎枝公民館			↓		
		15:00～16:00	名藏・嵩田	名藏公民館			↓		
2月21日	金	9:30～12:00	川 平	川平集落センター			↓		
2月24日	月	9:30～12:00	白 保	白保公民館			↓		
		13:00～16:00	宮 良	宮良公民館			↓		